

改正素案に係る市町村・関係団体からの意見について

1 市町村・関係団体への説明

実施日	説明対象	人数	備考
令和元年8月27日	市町村・関係機関担当者	42名	市町村・農業委員会・J A・関係機関を参集した会議を開催
令和元年9月26日	農協農政担当部課長	21名	J A農政担当部課長会議
令和元年10月16日	農業委員会会長・関係機関の長	24名	農業会議の常設審議委員会

2 市町村・関係団体への意見照会

(1) 照会先

市町村、農業委員会、農業関係団体 計93機関

(2) 実施期間

令和元年10月8日から10月23日まで

(3) 実施結果

ア 提出された意見の件数 6件（市町村1件、農業団体5件）

イ 提出された意見の内容

- 基本理念に新たな理念を追加した場合、書き方によって「市街地及びその周辺にある農地を特に保全していく」との誤積を生ずる可能性がある。
- 条文化する際は、「まとまりのある優良な農地」と「市街地及びその周辺にある農地」の重複がないように、また県民、特に農業者にとって分かりやすい条文としていただきますよう、お願い致します。
- 都市農業の持続的な発展に関する施策を総合的・計画的に推進するようお願いする。
- 都市農地保全に関する理念を県が明確に示し農地の減少などを食い止められるよう期待する。
- 今回の条例の改正素案にある「市街地及びその周辺にある農地」の保全を明記することに対しては、賛同します。
- 「生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を明確に示す」という県の姿勢に異論ありません。

令和元年 10 月 8 日

各関係機関の長 殿

神奈川県環境農政局農政部農政課長

神奈川県都市農業推進条例の一部改正素案に対する意見等について（照会）

本県の都市農業の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成 18 年 4 月に神奈川県都市農業推進条例を施行し、都市農業の持続的な発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

こうした中、生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を明確に示すため、神奈川県都市農業推進条例の一部改正を予定しており、このたび、条例の改正素案を作成したところです。

つきましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、別紙「神奈川県都市農業推進条例の一部改正素案について」に関しまして、御意見がありましたら別紙様式により 10 月 23 日（水）までに御回答くださるようお願いします。

問合せ先

農業企画グループ 上原、吉田

電 話 045-210-1111 内線 4414

ファクシ 045-210-8851

電子メール uehara.5wx1@pref.kanagawa.jp

神奈川県都市農業推進条例の一部改正素案について

県では、神奈川県都市農業推進条例（平成 18 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）の一部改正を予定しており、昨年度に改正素案について、市町村や農業団体等に意見照会し、その意見等を踏まえ、改正内容を引き続き検討することとした。

このたび、昨年度の改正内容を再検討し、条例の改正素案を作成した。

1 基本的な考え方

県内にある農地を保全し、都市農業の持続的な発展を図っていくためには、農業者が、平成 29 年 4 月に改正された「生産緑地法」や平成 30 年 6 月に制定された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」などの法制度、相続税や固定資産税などの税制上の優遇措置を積極的に活用することができる環境を整備する必要がある。

このため、条例の改正については、生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を明確に示すとともに、農地を確保するために必要な施策を総合的かつ継続的に講ずるものとする。

2 条例の改正素案

改正素案	現 行
<p>条例の目的である「都市農業の持続的な発展」を図るためには、生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を明確に示すことが重要であるため、基本理念に<u>新たな項を設けて「市街地及びその周辺にある農地」の保全を位置づける。</u></p> <p>※ <u>新たな概念を追加</u></p>	<p>(基本理念) 第 3 条 1～3 略</p>
<p>これまで基本的施策に位置付けられていなかった、市街地及びその周辺にある農地の保全に関する制度の利用の促進について、新たに位置づける。</p> <p>※ <u>新たな基本的施策を追加</u></p>	<p>(基本的施策) 第 7 条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。 (1)～(12) 略</p>

3 今後のスケジュール（予定）

令和元年 10 月	都市農業推進審議会にて条例改正案を審議、答申
令和元年 12 月	条例改正議案の提出
令和 2 年 1 月	改正条例の施行

<参考> 昨年度に照会した条例の一部改正素案との相違点

ア 第2条（定義）

- 改正素案の第1項第6号に位置付けていた「特に保全すべき農地」の定義を削る。（現行条例の定義のみ）

イ 第3条（基本理念）

- 改正素案の第2項の「特に保全すべき農地」は、現行条例の「まとまりのある優良な農地」に戻す。
- 生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を明確に示すため、「市街地及びその周辺にある農地」の保全について、新たに一項を加える方向で位置づける。

ウ 第7条（基本的施策）

- 改正素案の第1項第7号及び第8号の「特に保全すべき農地」は、現行条例の「農地」に戻す。
- 第1項第8号においては、内容を変更せず新たに所要の改正を行う。
- 「市街地及びその周辺にある農地」の保全に関する制度の利用の促進について、新たに位置づける。